



薬害ヤコブ病訴訟が基本解決しました

弁護士 永井 弘二
nagai@oike-law.gr.jp

1 これまでご報告してきた薬害ヤコブ病訴訟が、今年3月25日の確認書調印、第1次和解成立によって、基本的に解決しました。皆さんにはご支援頂いたり、また、ご迷惑をお掛けしました。

昨年7月2日に大津訴訟が、16日に東京地裁が結審し、両地裁とも結審にあたって早期の全面解決のために和解を勧告しました。この和解勧告は、事実上、被告企業や国の責任を前提にするものでした。しかし、国は、自らの責任を前提にするような和解には応じられないという態度を崩さなかったため、11月14日に、両地裁は、被告企業はもとより、国にも責任があるとの和解所見を提示しました。しかし、国は、さらに1987年以前の責任はないとの態度に固執したため、今年2月22日に、両地裁は、1987年以前の患者にも国の負担を求める和解案を提示しました。そして、各当事者が、基本的にこの和解案受入を決めたことから、和解による解決が加速したのです。

2 薬害ヤコブ病訴訟の目的は、もちろん被害者の早期・全面的な救済にあります。それだけではなく、今後、二度と同じような薬害を繰り返さないための礎とすることも重要な課題でした。そのため、裁判所での和解だけでなく、特に厚生労働大臣に薬害防止のための指針を確認させることが必要でした。確認書の作成、調印は、こうした意味で、和解解決に欠くことのできないものでした。

そこで、和解案受入を決めた後、3月25日の和解期限（これは、元々大津地裁が判決期日として指定していたものです。）までの僅かな残された期間で、急ピッチで確認書の作成、その他の課題等についての交渉がなされました。両裁判所を中心に電話

会議などを活用して、本当に昼夜を分かたぬ交渉が続けられました。私も、3月の大半は東京で過ごすこととなりました。こうした交渉は、和解前日の24日まで続けられ、最終的に合意に達したのは、24日の夜半になっていました。

3 確認書では、まず、被告企業、厚生労働大臣が謝罪すると共に、厚生労働大臣は、医薬品などについての情報収集を積極的に進めること、万が一安全性に疑いが生じた場合には、直ちに危険性に応じた措置を採ることや、薬害教育を推進していくことなどが確認されました。こうした内容は、これまでのサリドマイド、スモン、薬害エイズの確認書の内容からすれば、かなり踏み込んだものになっていると思います。

また、現在未和解の原告や今後提訴する被害者の方々についても、今回の和解と同様の内容で和解することが確認されましたので、司法的な救済ルールができたと言えます。

これからの課題は、薬害ヤコブ病の被害者となっていることすら知らない方々にその事実をどのように伝えるのかなどがあります。そのために、ヤコブ病サポートネットワークを設立して、支援していくということになっています。

薬害ヤコブ病訴訟を通じて、私自身、弁護士として数多くの貴重な経験をさせていただいたと思います。今後とも、こうした経験を生かしていきたいと思えます。ご支援を頂いたかたやご迷惑をお掛けした方々にお礼を述べさせていただきます。ありがとうございました。